

川口市選管告示第33号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規程による昭和56年11月21日川口市選管告示第60号(投票区設置について)の一部を次のように改正する。

令和4年5月20日

川口市選挙管理委員会
委員長 岩澤 勝徳

現行		改正後	
投票区	投票区の区域	投票区	投票区の区域
63	大字木曾呂1528番地から1560番地 北園町全域 在家町全域 柳崎5丁目全域 柳根町2番から19番、27番から30番	63	大字木曾呂1313番地、1336番地、1341番地、1365番地、1369番地から1372番地、1392番地から1399番地、1409番地、1419番地から1427番地、1450番地、1459番地から1462番地、1467番地から1468番地、1473番地、1477番地から1479番地、1486番地から1488番地、1492番地から1524番地、1528番地から1560番地 北園町全域 在家町全域 柳崎5丁目全域 柳根町2番から19番、27番から30番 大字安行領在家113番地から116番地、226番地から282番地
67	大字安行領在家全域 大字安行領根岸840番地から917番地 大字神戸658番地から796番地 大字道合1番地から921番地、1239番地から1423番地	67	大字安行領在家1番地から112番地、117番地から225番地、283番地から351番地 大字安行領根岸840番地から917番地 大字神戸658番地から796番地 大字道合1番地から921番地、1239番地から1423番地
71	大字木曾呂1番地から1527番地、大字行衛314番地から323番地、325番地、大字源左衛門新田全域 大字東内野全域	71	大字木曾呂1番地から1312番地、1314番地から1335番地、1337番地から1340番地、1342番地から1364番地、1366番地から1368番地、1373番地から1391番地、1400番地から1408番地、1410番地から1418番地、1428番地から1449番地、1451番地から1458番地、1463番地から1466番地、1469番地から1472番地、1474番地から1476番地、1480番地から1485番地、1489番地から1491番地、1525番地から1527番地 大字行衛314番地から323番地、325番地 大字源左衛門新田全域 大字東内野全域